

令和 6 年 度  
( 2 0 2 4 年度 )

工事監査（建築 2）結果報告

高 崎 市 監 査 委 員



第 3 4 8 - 1 号  
令和 7 年 3 月 1 8 日

高崎市長            富 岡 賢 治 様  
高崎市議会議長   後 閑 賢 二 様

高崎市監査委員   小 泉 貴代子  
                         同            市 川 克 弘  
                         同            渡 邊 幹 治  
                         同            時 田 裕 之

令和 6 年度工事監査（建築 2）の結果報告について  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

## 監査結果報告書

### 第1 高崎市監査基準への準拠

令和6年度工事監査（建築2）は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

### 第3 監査の期間

令和6年12月16日から令和7年3月6日まで  
（実地監査日 令和7年1月23日）

### 第4 監査の対象

- 1 対象工事 高崎市新労使会館建設工事
  - （1）場所 高崎市東町80番地1
  - （2）契約工期 令和5年9月28日から令和7年6月30日まで
  - （3）概要 敷地面積 3,524.95 m<sup>2</sup>  
建築面積 2,127.42 m<sup>2</sup>  
延床面積 3,873.07 m<sup>2</sup>  
構造規模 鉄骨造 3階建て  
基礎地業 既製コンクリート杭（Smart-MAGNUM 工法）
- 2 契約金額 1,563,089,000円（消費税及び地方消費税込み）
- 3 対象部課
  - （1）財務部 契約課、技術監理課
  - （2）商工観光部 産業政策課
  - （3）都市整備部 市街地整備課

### 第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

- 1 計画
  - （1）施工上必要な諸官庁、インフラ管理者との協議、調整が行われているか。
  - （2）地元住民や関連工事への事前説明及び調整は適切か。
  - （3）予算との整合及び施工の決裁手続きは適正か。

## 2 設計

- (1) 事業目的、法令等に適合した設計か。
- (2) 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。
- (3) 設計基準、設計資料の整備状況及びその運用は適切か。
- (4) 設計図書は的確に作成されているか。
- (5) 工期の設定は適切か。
- (6) 効率性、経済性及び環境並びに維持管理に配慮した設計か。

## 3 積算

- (1) 積算基準、積算資料の整備及び運用は適切か。
- (2) 歩掛、単価及び数量並びに金額は適正で正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (3) 諸経費は適切に算出され、排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。

## 4 契約

- (1) 入札の方法及び調達手続きは適正かつ公正か。
- (2) 入札条件、内容が明確に示され、設計書及び仕様書は適正に作成されたか。
- (3) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定並びに秘密保守の方法は適正か。
- (4) 資格審査は適正か。
- (5) 入札及び開札が公正で、記録が整備されているか。また、落札者の決定は適正か。
- (6) 契約書の調製は内容が適切で適正か。
- (7) 各種保証金等の取扱いは適正か。
- (8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- (9) 監督、検査、検収及び立会いは厳正に行われているか。
- (10) 契約書どおりの履行がされているか。

## 5 施工

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正か。
- (2) 工事施工計画は適切か。
- (3) 法令等を遵守し、設計図面どおりに施工されているか。
- (4) 施工体制台帳が整備され、監理技術者等は適正に配置されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真及び請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等が適正で、その記録は整備されているか。
- (7) 現場の安全管理は適切か。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切か。
- (9) 関連工事との連携及び各工事関係者との連絡は適切か。
- (10) 環境に配慮した施工か。

## 第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。また、工事関係書類の審査や現場の施工状況の調査などの技術面については、専門的

な知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を求め実施した。

## 第7 監査の結果

技術士から提出された工事監査技術調査結果報告書を参考とし、工事の計画、設計、積算、契約、現場における施工等について総合的に判断したところ、予算の目的に従い、関係法令に準拠して執行されており、おおむね適正であると認められた。

なお、工事監査技術調査結果報告書において検討及び改善を図ることが適当と助言のあった事項については、今後行われる工事の実施に際して参考にされたい。

技術士から提出された工事監査技術調査結果報告書は次のとおりである。

高崎市  
令和6年度工事監査  
技術調査結果報告書

令和7年1月30日

受託者 : 大阪市西区靱本町1丁目8番4号  
公益社団法人 大阪技術振興協会  
調査員 : 技術士（建設部門 登録番号第30236号）  
吉田 達夫

調査期間 : 令和7年1月23日（木）

調査場所 : 高崎市役所入札控室及び当該工事現場

監査執行者 : 代表監査委員 小泉 貴代子  
監査委員（識見） 市川 克弘  
監査委員（議選） 渡邊 幹治  
監査委員（議選） 時田 裕之

監査立会者 : 監査委員事務局職員

調査対象工事 : 高崎市新労使会館建設工事

工事担当課 : 都市整備部 市街地整備課

事業主管課 : 商工観光部 産業政策課

## 目 次

|                             |   |      |
|-----------------------------|---|------|
| 調査目的                        | … | P 2  |
| 調査結果報告                      | … | P 3  |
| 第 1 章 工事内容説明者               | … | P 3  |
| 第 2 章 工事概要                  | … | P 4  |
| 第 3 章 調査結果                  | … | P 6  |
| 1. 書類調査における所見               | … | P 6  |
| (1) 工事着手前における指摘事項           | … | P 6  |
| 1) 計画全般に関する書類について           |   |      |
| 2) 設計内容に関する書類について           |   |      |
| 3) 積算に関する書類について             |   |      |
| 4) 契約に関する書類について             |   |      |
| (2) 工事着工後における指摘事項           | … | P 10 |
| 1) 施工管理に関する書類について           |   |      |
| 2) 施工監理（監督）に関する書類について       |   |      |
| 3) 使用材料承認及び試験・検査等に関する書類について |   |      |
| 4) 維持管理業務について               |   |      |
| 2. 現場施工状況調査における所見           | … | P 12 |
| (1) 現場施工状況における指摘事項          | … | P 12 |
| 1) 現場施工状況について               |   |      |
| 2) 安全管理状況について               |   |      |
| 3. その他の所見                   | … | P 20 |

## 【 調査目的 】

旧労使会館は、昭和５５年に建設され、会議室やホール等を備える施設として長年利用されてきたが、平成２６年度に実施した耐震診断では、建物の一部に強度不足があり、補強等が必要との判断がなされる等、会館全体の老朽化が進行している状況であった。

また、高崎市内の中小企業における福利厚生の実情としては、経営規模が小さく、従業員数も少数の事業所が多く、一つの企業が単独で従業員の福利厚生を充実させるには、困難な状態であり、企業の垣根を越え、勤労者全体の福利厚生を充実させる場の提供が必要であった。

さらに、近傍の高崎市中央体育館が施設の老朽化等の理由で平成３０年度に閉館となり、それまで体育館を定期利用していた団体及び近隣住民の方達から、市内中心部で気軽に利用できる体育館を造ってほしい等の要望もあったことから、これらの課題を踏まえた上で、本事業は、勤労者福祉の一層の充実と近隣住民の健康維持・増進を目指す施設を整備することを目的として「高崎市労使会館建替え事業基本構想」を作成した。より具体的に実状を把握し、建替え方針を明確にしてスタートしたものである。

以上の方針により、公募型プロポーザル方式により設計業者を選定し、基本設計・実施設計を経て一般競争入札により施工業者が決定したことで、工事に着手して現在に至っている。

こうした背景に基づいて当該事業が実施されていることから、建替え事業基本構想及び実施設計をベースに、現在進行中の工事に対するこれまでの工事監理方法や施工状況について、工事監査に伴い技術調査を実施するものである。



## 【 調査結果報告 】

■調査対象工事名 : 高崎市新労使会館建設工事

### 第1章 工事内容説明者

#### ○都市整備部

- ・都市整備部長
- ・市街地整備課長

#### ○財政部

- ・財政部長
- ・契約課長
- ・技術監理課長

#### ○商工観光部

- ・商工観光部長
- ・産業政策課長

#### ○建設部

- ・建築住宅課 設備担当職員

#### ○設計・工事監理

- ・株式会社石井アーキテクトパートナーズ  
設計業務・工事監理業務

#### ○工事請負者

- ・冬木・信澤・井ノ上高崎市新労使会館建設工事特定建設工事共同企業体  
(冬木工業株式会社・信澤工業株式会社・株式会社井ノ上)

## 第2章 工事概要

### 1) 工事場所

- ・群馬県高崎市東町80番地1

### 2) 工事場所

- ・施設名称及び用途

労使会館：集会場、体育館、事務所

- ・建築工事

敷地面積 3,524.95 m<sup>2</sup>

建築面積 2,127.42 m<sup>2</sup>

延床面積 3,873.07 m<sup>2</sup>

構造規模 鉄骨造 3階建て

基礎地業 既製コンクリート杭（Smart-MAGNUM 工法）

- |    |                                                                                                                                  |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1階 | 風除室、エントランスホール、貸事務所（1～5）、会議室、応接室、<br>受付・管理事務所、自販機コーナー、更衣室、湯沸室、倉庫、<br>カフェ厨房、カフェパントリー、廊下、消火栓、ポンプ室、<br>体育館、女子・男子更衣室、器具庫、倉庫・ゴミ庫、体育館通路 |
| 2階 | 多目的運動室、前室、多目的備品庫、ホワイエ、会議室（1～5）、<br>授乳・おむつ、湯沸室、清掃業者控室、会議室用倉庫、廊下                                                                   |
| 3階 | ホワイエ、ホール・舞台、準備室（1～2）、第6会議室、光庭、<br>水屋・和室前室、湯沸室、ホール控室、ホール備品庫、廊下                                                                    |
| 共通 | 男女トイレ、多目的トイレ、階段、ELV 他                                                                                                            |

### 3) 入札方式

- ・建築工事 一般競争入札

入札手続等の方法については、電子入札システム採用

### 4) 工事請負者

- ・建築工事 冬木・信澤・井ノ上高崎市新労使会館建設工事特定建設工事共同企業体  
代表者：冬木工業株式会社

### 5) 現場代理人兼監理技術者

- ・建築工事 冬木工業株式会社 （一級建築施工管理技士）

### 6) 監理技術者

- ・信澤工業株式会社 （一級建築施工管理技士）
- ・株式会社井ノ上 （一級建築士）

### 7) 設計・監理業務委託業者

- ・株式会社石井アーキテクトパートナーズ  
群馬県高崎市緑町2-2-3

**8) 工事費**

|                                  |      |                 |         |
|----------------------------------|------|-----------------|---------|
| ・ 建築工事                           | 設計価格 | 1,460,800,000 円 | (消費税含む) |
|                                  | 予定価格 | 1,460,800,000 円 | (消費税含む) |
|                                  | 請負金額 | 1,452,000,000 円 | (消費税含む) |
|                                  | 請負率  | 99.39%          | (対予定価格) |
| (請負金額変更 1,563,089,000 円 (消費税含む)) |      |                 |         |

**9) 工事期間**

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| ・ 建築工事 | 令和5年9月28日 ~ 令和7年3月21日         |
|        | 令和5年9月28日 ~ 令和7年6月30日 (契約変更後) |

**10) 工事進捗状況**

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| ・ 建築工事 | 計画出来高 58.5% 実施出来高 60.5% (12月末日現在) |
|--------|-----------------------------------|

**11) 公告日**

|        |           |
|--------|-----------|
| ・ 建築工事 | 令和5年6月27日 |
|--------|-----------|

**12) 開札日**

|        |          |
|--------|----------|
| ・ 建築工事 | 令和5年8月8日 |
|--------|----------|

**13) 財源内訳**

|              |               |      |                |
|--------------|---------------|------|----------------|
| ・ 単 費 (地方債   | 741,400,000 円 | 一般財源 | 102,889,000 円) |
| ・ その他 (国庫支出金 | 718,800,000 円 | その他  | 0 円)           |

**14) 契約日**

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| ・ 建築工事 | 令和5年9月27日 (変更契約日 令和6年9月30日) |
|--------|-----------------------------|

**15) 履行保証**

|        |                    |
|--------|--------------------|
| ・ 建築工事 | 履行保証証書 (東日本建設業保証㈱) |
|--------|--------------------|

## 第3章 調査結果

### 1. 書類調査における所見

工事関係書類について調査した結果、工事監理に必要と思われる書類等の記録及び保管については、よく整理されていることが理解できる。その都度提示された書類を調査し、疑問点は関係者に質問するとともに、当該工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果は、統括的には概ね良好と判断された。

なお、特に留意すべき個々の指摘事項については、以下の各項に示す通りである。

#### （1）工事着手前における指摘事項

##### 1）計画全般に関係する書類について

- ・高崎市都市整備部市街地整備課、商工観光部産業政策課、財務部契約課及び技術監理課の各職員から、当該工事の事業目的と工事決定に至る経緯について説明を受けた。
- ・事業目的と背景については、既存の旧労使会館が旧耐震で建設されているため、耐震診断で一部に強度不足が判明し、補強が必要であるとともに、経年劣化が進行している。  
また、近傍の中央体育館も施設の老朽化等により閉館していることから、勤労者福祉の充実と近隣住民の健康維持・増進を目指す施設を一体的に整備するという事業であり適正である。
- ・本工事関連の調査及び設計に関しては、土質調査結果から、軟弱地盤に対する施設の特異性を考慮した構造的対策を講ずる必要から、既製コンクリート杭（PHC杭）を採用するとともに、高崎市労使会館建替え事業基本構想を作成することで、建替え後の施設の機能を見直し、各種のリクリエーションに活用できるものを目指した。  
また、近隣住民が気軽に利用できる体育館を併設することで、幅広い年齢層が利用できる施設方針を決定した。公募型プロポーザル方式により設計者を選定し、基本設計・実施設計を進めながら、工事コストの縮減と補助制度を有効に活用しており、施設の充実及び効率的な維持管理運営を目指すという明確な方針が感じられる。
- ・地形上、雨水対策についての検討もされたが、敷地自体に過去において冠水履歴はなく、地下水位も高いことから降雨量（180mm/h）の見直しや、新設する施設及び規模に対する処理能力・排水ルートも検討したとのことで適切である。
- ・地元住民に対する事業概要、工事内容等の事前説明及び調整については、工事着手前に住民説明会を開催し、請負者が主体的に説明を行っており、近隣住民の欠席者にはポスティングを行っている。参加者に対しては工事内容だけでなく、施工方針・現場のルール等を明確に示すとともに、住民の疑問や要望に対し、工事の進捗に応じた具体的な対策（工事時間の変更資料を配布説明する）を講じてお

り妥当である。

- ・事業決定に至る手続きについて確認したが、建築基準法、消防法、群馬県建築基準法施工条例、高崎市景観条例等に適正に準拠するとともに、建築工事に対する計画通知関係書類の他、計画実施に必要な事前協議及び申請等については、適切に実施しており妥当である。
- ・交通に影響を及ぼす恐れのある場合を含めて、警察との協議について質問したところ、既存敷地内での建替えでもあり、工事期間中の工事車両に対する監視体制を取り入れるとともに、大型車通行規制及び交通渋滞緩和を含めた事前協議等、必要に応じた安全対策を取り込んでおり適正である。
- ・関連工事相互間の調整について確認したが、当該敷地内における建設工事は工種ごとに工事を分ける分離発注方式となっている。工事の施行管理は2週間ごとに木曜日午前10時から、工事担当課職員、工事監理者、請負各社の現場代理人、監理技術者等で全体定例会議（分科会含む）を実施して工程等の調整を行っていた。全体会議終了後に工種ごとの打合せを実施しているとの説明があり、実施記録からも監査時点での問題点は見当たらない。議事録は回覧で次の定例会議において確認し、情報の共有化を図っており適切である。
- ・設計段階より、工事コストの縮減については、積極的に関与しており、イニシャルコスト・ランニングコストの2点で、具体的に基本設計段階で意匠・構造・設備にわたって検討を加えており、発注前に縮減策を立案し実施設計に生かされている事は評価できる。  
具体例：
  - ・内装仕上材等に汎用品の使用
  - ・体育館の長大スパン大梁に方杖を設置し、経済的な架構でコスト削減
  - ・複層ガラスの採用で空調コスト低減
  - ・外壁を乾式タイルとすることで維持管理費削減等

## 2) 設計内容に関係する書類について

- ・基本構想に従って基本設計を作成するにあたり、事業目的・仕様内容等を取込んだ建築設計業務委託仕様書を提出させ、承認したとの説明があり、内容確認したので適正な措置である。
- ・敷地測量・地盤調査・インフラ等の埋設状況等を含む事前調査に基づいて既存施設の給排水・電気の接続状況を確認するとともに、施設の規模・設備容量に従って新規引込み（給水引込 50A、電力高圧 6600V）を行っており適正である。  
なお、太陽光発電については、使用電力量の約10%を賄う予定である。  
また、地下埋設部分（遺跡部分も含む）の撤去に際して、写真撮影と記録を残すとともに場外処分を確認しており妥当である。

- ・仕様書・設計図面及び明細書は、公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）、建築工事標準詳細図、公共建築工事積算基準及び建築基準法関係規程により品質・性能要求、形状寸法等が明示され作成されているので適正である。
- ・現場発生材の処理方法については、「現場説明書」の中で施工条件として記載されているが、想定された発生土受入れ先の変更があり、清算対象として処理されており妥当である。  
また、現場において廃材の分別収集（５種）が実施されており、リサイクルを意識した姿勢が見られる。廃棄物処分に対するマニフェストについては、事前に施工計画書を提出し適正に進められ、各種許可証の写しが適切であることを確認しているとの説明があり妥当である。  
なお、現場発生土については、場内転用または場外指定処分とのことである。
- ・施設の長寿命化や維持管理については、外壁仕上材に乾式タイル（メンテナンスフリー材）を採用するとともに、外壁コンクリート露出部分にはシランフッ素塗布がされることから、雨水侵入防止も含め、コンクリート表面の保護に有効である。設備工事においても、照明器具のＬＥＤ化、給水方式も直結直圧方式、配管用地下ピット、地中に予備空配管、地下ピット内配線等、将来対応を取り込んでおり有効である。
- ・シックハウス対策については、一般居室は全て２４時間換気システムを採用するとともに、施工完了時にパッシブ方式による測定で、あらかじめ設定された測定箇所（市民利用が想定される主要な居室７ヶ所）に対してホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン等、厚生労働省環境衛生基準により測定し、安全性を確認するとのことであり適正である。
- ・耐震設計の考え方・留意点については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説に基づき、耐震安全性の分類Ⅱで実施しており、安全係数 1.25 を加算する他、建築非構造部材Ａ類、建築設備乙類としており適正である。
- ・バリアフリー新法への対応については、特別特定施設に該当しており、公共建築かつ多目的利用のため、国際水準のバリアフリー化に適合するよう設計を行っており、やさしいまちづくり施設整備による確認も行ったとのことであり、各階の多目的トイレや車椅子利用者のための専用駐車スペースの確保等は適正である。
- ・外部（外壁・屋根・窓等）からの熱の侵入、拡散を防止する対策として、屋根には断熱改質アスファルトルーフィング防水にすることで、下階への水蒸気流入を防ぎ、除湿エネルギー低減を図る他、外壁面には発泡ウレタン吹付を行い、窓ガラスは複層硝子仕様を採用しており有効である。

### 3) 積算に係る書類について

- ・「単価」については、高崎市建築工事標準単価表及び各種定期刊行物（建築施工単価、建設物価、建築コスト情報等）の他、三者以上の業者見積りにより算出し、「歩掛」については、国土交通省公共建築工事積算基準に準拠しており適正である。
- ・積算内容の照査については書面にて積算内容の照査ルールは定めていないが、設計事務所が積算を行い、監督員がチェック後に課内決裁を経て、技術監理課の担当者が公共建築工事積算基準に基づき、図面と積算内容の審査を行い、最終的に技術監理課長が決裁するとの説明があり適切であるが、統括・主任・担当監督員によるそれぞれの実施した照査内容の記録を残すよう留意されたい。
- ・排出される有価物が積算に反映しているかをチェックしたが、鉄筋スクラップが計上されておらず、大規模建築でもあり発生量も多くなることから、適切に算定し計上することが望ましい。
- ・積算基準・積算資料等の整備状況及び運用については、建築住宅課と技術監理課で作成した「建築・設備工事設計書作成に関する取扱いについて」という手順書を活用するとともに、積算根拠となる単価表などは、毎月データの更新を行っており適切な措置である。

### 4) 契約に関する書類について

- ・前払金について確認したが、当該物件は請負者により前払金保証として東日本建設業保証㈱との保証証書を提示することにより、適切に処理されていることが判り適正である。
- ・工事の履行保証については建設工事請負契約約款に準拠して、請負業者が東日本建設業保証㈱により、市と保証委託者（請負業者）の工事請負契約による債務不履行により生じる損害金に対する支払いを保証し、その保証証書を提出させており妥当である。
- ・請負業者に対しては、工事の継続及び作業員並びに第三者に対する安全を担保するため、事業主として請負業務加入保険（建設工事保険・火災保険・労働災害保険等）の状況を確認しているが、賠償責任保険について未確認であり、チェックが必要である。
- ・資格審査事務は書類等により適正に行われており、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく参加資格及び名簿についても公表されており妥当である。落札者の決定及び公示についても適正に処理されていると判断できる。

- ・ 予定価格・調査基準価格及び数値的判断基準の算定・秘密保持の方法について確認したが、「高崎市契約規則」並びに「高崎市低価格入札に係る落札者の決定等に関する要領」等に基づき、適正に行われたとの報告があった。  
また、入札及び開札については、当該規則等に基づき処理され、記録は同規則等に基づき入札結果報告書を作成し保管するとともに公表されており適正である。  
なお、予定価格は金額に関係なく事前公表とのことである。

- ・ 追加契約あるいは設計変更に対する積算手続きについて確認したが、監査時点では、第 1 回設計変更契約（遺跡に伴う地中障害除去及び残土処分に伴う運搬費等の増分）は建設工事請負契約約款に基づいて適切に実施したとの説明があり、妥当と判断できる。  
ただし、その他の設計仕様に対する変更等については、その都度精算見積を提出させ査定した結果を、双方で確認し記録するとともに常に累計額を把握することが望ましい。

## （２）工事着工後における指摘事項

### １）施工管理に関する書類について

- ・ 工事の進捗状況については、建築・電気・空調・衛生各工事に対する分離発注であり、関連工事との調整や事業者・監督員・設計・監理者との定期的協議により効率よく進められており、工事監査時点では順調に推移していることが判った。  
また、関連工事間の工程把握及び調整は、各受注者間で協議を行った月間工程表を作成し、定例会議で共有し、事務所内へ掲示することなどにより、積極的に行っているとのことである。  
なお、工事を監理する立場からも、建築工程を基準として、電気・機械（空調・衛生）設備との関連を積極的に同一の全体実施工程表に組み込んで作成しており適正であるが、進捗状況を月ごとに記載し、個々の作業の現況を把握することが望ましい。
- ・ 全体実施工程表や最新の総合仮設計画図を目につき易い場所に掲示し、施工に対する現状を朝礼等の場で関係者全員に周知させるとともに、工程上のマイルストーンや個々の工事項目の進捗状況を点検し把握した上で、工程上の遅延に対する改善策をその都度明示させることが、統括責任者の責務であり改善が望まれる。
- ・ 施工要領書、各種試験・検査及び諸官庁等への届出については、施工者に対し提出予定リストとして提出させているが、それぞれ該当する項目に対する予定・実施日時が列記してあるだけであり、むしろ提出予定日・受領日・承認日・承認者名等を組み込んだ書式を統一し、定期的に進捗状況を確認することで双方向の情報の共有化が図れ、一層の効率化が期待できることから、検討が望まれる。  
なお、関係諸官庁の中には、公益事業者への手続きも加える必要がある。

- ・ 工程管理については、全体実施工程表（修正）に基づき、工事の進捗状況と主要



な工事の流れを明示することで重点作業を周知させるとともに、当該施工における重点管理事項（工程・安全等の節目となるポイント）を明確にすることで、施工品質の向上を目指しており評価できる。

- ・現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育については、朝礼・安全衛生協議会・定例会議・新規入場教育を通じて実施しており、K Y活動・安全パトロール・店社パトロール等を積極的に推進していることは評価できる。
- ・現場周辺住民等への工事災害防止対策等について確認したところ、着工前の事前家屋調査を行っている。  
一方、工事期間中の騒音・振動対策として、防音シートの他、低騒音重機の使用等も含めて記録も残しており、近隣住民との良好な関係を維持しているようで評価できる。
- ・工事記録写真は、市販ソフト（SPIDERPLUS）を活用して施工順序に従ってP C管理されており妥当である。隠蔽部分の対象となる配筋検査の記録写真については、全数撮影ではなく記号種別ごとに選択して記録を残しており、検索出来ない部位も存在することになる。構造設計者と協議の上、構造的に重要度の高い部位を抽出し、記録として残すことが望ましい。  
容易に検索出来て確認できる整理が望ましいので、参考として具体例を示したので検討されたい。
- ・建設廃材の分別・処分及び手続きについて確認したが、関係法令、リサイクル計画等に基づいての書類等のチェックにより、適切に行われていることが確認された。  
また、分別についても、敷地を有効に生かして積極的に分別収集し処理されており、少なくとも5種以上の分別収集に対する姿勢は評価できる。  
ただし、分離発注の場合、敷地に制約がある場合に協議の上、廃材の分別を共同管理することも可能であり留意されたい。

## 2) 施工監理（監督）に関係する書類について

- ・「監理業務分掌区分」について確認したところ、その基準として高崎市工事監理業務委託共通仕様書及び特記仕様書を採用しており適正であるが、工事の規模・内容に準じた工事監理業務の洗い出しと重要度に応じた選別をその都度確認し、より具体的な工事監理項目として作成し、工事監理者と監督員の責任範囲を明確に仕分けることが望ましい。
- ・設計及び監理に対する業務委託契約及び仕様書等について質問したが、設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を締結し運用しているとの回答であった。  
また、仕様書等は契約書内に添付され標準仕様書・特記仕様書として活用しているとの説明であり適正である。

### 3) 使用材料承認及び試験・検査等に関する書類について

- ・監督及び検査・検収・立会いについては、工事監理者とともにいずれも厳正に実施されており、記録も適正に保管されている。

### 4) 維持管理業務について

- ・竣工後の維持管理基準及び保守点検基準に対する整備状況については、当該建築物として独自のもの（保守点検基準）を作成予定であり、竣工後は外部の指定管理者を選定し、必要な引継ぎ書類とともに継承するとの説明である。今後においては建築資材・設備機器に対する品質・技術・性能に対する改善は促進されており、長期的視点及び経済性の見地からも定期的に基準・内容・性能等の更新も有効であり、具体的な検討・検証が必要である。

## 2. 現場施工状況調査における所見

本調査時点における施工出来高は計画 58.5%、実施 60.5%（12月末日現在）であり、工程的には順調に進捗している。鉄骨（3階建て）造として躯体工事がほぼ完了し、屋上廻りの防水工事もほぼ完了して、外壁部分の建具取付及び外周部のシーリング処理へと進める状況から、気象条件に左右されることも懸念されるため、極力建屋内への雨水浸入を防止する方策が望まれる中で現地調査を実施した。

従って、既に施工を完了した躯体工事の出来栄や地上鉄骨の納まり、屋根及び屋上部分の防水処理や勾配屋根端部の詳細納まり状況、作業所内の総合仮設計画・安全管理状況そして建築・設備の作業員達に対する統括管理状況等を調査するとともに、今後予測し得る課題や問題点にも言及することで、事業目的をより明確に位置付け、かつ監査の意義を高めることに繋がればと考えるものである。

なお、特に留意すべき個々の指摘事項については、下記に示す通りである。

### (1) 現場施工状況における指摘事項

#### 1) 現場施工状況について

- ・建設業法で規定されている確認済証・建設業許可票・鉄骨製作所表・労災保険成立票・施工体系図等の掲示は、適切になされていた。とりわけ、請負各社の屋外掲示物が整然とした形で取付けられており、統括管理責任者の姿勢が評価できる。
- ・仕上・設備の最終段階で、工事打合せ記録・工事記録写真・検査記録等で施工状況をチェックしたが、安全及び品質管理に対するしっかりとした姿勢が感じられる。現在進行中の施工状況から判断して、施工各社の統括管理が徹底しているものと判断した。作業員達の巡視者に対する挨拶もきちんとしており、安全巡視及び安全教育等の活動を通じて施工各社の努力が生かされており評価できる。
- ・労働安全衛生法第88条第2項及び第4項の届出について、監督職員に確認したところ、足場仮設等設置届について届出ており適正である。

- ・足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に則って施工されている。
- ・近隣及び第三者への対策については、より具体的に対策を検討し実施しており適正である。
  - 飛散防止 土埃対策として敷鉄板による通路整備と定期清掃  
ネットやチェーンによる資材の風散防止対策
  - 安全確保 敷地境界に2～3m安全鋼板を設置し、第三者への安全確保  
工事車輛動線と歩行者動線を分離した安全通路の確保  
表層地盤改良による地耐力確保
  - 健康被害防止 土埃の飛散防止及び外部足場への養生シート等で飛散防止対策
- ・作業現場と工事事務所が離れていることから、緊急事態が発生した際の連絡体制や救護措置についての初期対応に、速やかに対応できる連携措置が明確に示されておらず、朝礼や安全衛生協議会にて具体的な訓練や救護のためのシミュレーション等を通じて現場内に安全意識を高める工夫が必要である。
- ・掘削土については原則として場外処分として処理するとともに、埋戻土については現場発生土を活用し、ランマーで締め固めて転圧することである。  
ちなみに、将来への沈下の恐れについては、埋戻し部分が車輛等の通行帯にかかる部分で確実に締め固めが出来ていない場合に影響が考えられるので、車路部分の舗装工事に着手する前に、請負者に対して圧密テスト等で再チェックすることが望ましい。
- ・土工事中の雨水・湧水の処理については、地下水位（GL-2～-3m）が高いが、湧水は発生していないとのことである。  
また、雨水については水中ポンプで汲み上げた水を沈砂槽に溜めて、上水を市（管理課）了解のもと道路側溝へ放流したとの説明があり妥当である。
- ・地業方法は、既製杭のプレボーリング根固め工法を選定しており、国交省告示H28「基礎杭工事の適正な施工を確保する為に講ずべき措置」に基づき、元請・杭施工管理技術者・委託監理者それぞれの管理項目を適切に実施し、記録を残しているとの説明であり適切である。
- ・コンクリート杭（Smart-MAGNUM 工法）の精度管理については、全数の杭芯検査記録を実施し、平面的に芯ズレに対して構造設計者と確認するとともに基礎地中梁の変更の可否をチェックして対処し、記録として残しており適正である。
- ・地盤改良については、杭重機や鉄骨建方用重機の転倒防止が主目的であり、セメント系の地盤改良材では強度発現上の問題も想定されることから、サンプリングによる室内配合試験を行うとともに、試験結果をもとに試験施工とコアサンプリングの採取、及びスウェーデン式サウンディング試験の結果により、エリア

ごとの改良配合と層厚を確保しており適正である。

- ・配筋検査については、全て検査記録と写真の保管が整備されており適正である。  
工事記録写真については、時系列及び部位ごとにパソコンソフトで細かく仕分けてファイルされており、検索についても短時間で操作できることから、問題はないが、竣工書類としては検索方法に課題が残るので、部位ごとに容易にチェックするファイリング手法もあり検討されたい。
- ・継手部検査については、圧接式継手工法を採用することで、工程管理を容易にするとともに、打設前に第三者試験（超音波探傷検査）を実施して合否の確認をしており、不合格箇所は無かったと記録されている。
- ・生コンプラントは、(株)池田健商を採用しており、J I S規格(適)工場である。
- ・生コンプラントからの運搬所要時間は20分程度であり、問題はない。大量の打設時には現場内待機時間に留意することが大切であるが、コンクリート打設を完了した現時点で、問題はないと思われる。  
ただし、配筋量の多い基礎外周部のコンクリート打設に対しては、コンクリート打設計画書の中で具体的な打設手順・打設方法・不具合の恐れのある打設箇所と防止対策・打設後の確認方法等を具体的に明示し、全作業員への指示・指導が行われることが重要であるが、現場調査でのコンクリート打設状況は良好であり評価できる。
- ・骨材の産地・種類については、以下の通りであり大差はなく、各種試験データも規定内となっている。アル骨反応及び塩分量についても、配合計画書を確認し合格となっている。  
砕砂 : 栃木県佐野市会沢町  
砂 : 埼玉県児玉郡神川町  
砕石 : 埼玉県秩父郡皆野町、群馬県甘楽郡下仁田町
- ・生コンの単位水量については、基礎躯体は185kg/m<sup>3</sup>であり、上限185kg/m<sup>3</sup>をクリアしており妥当である。  
ただし、階高のある躯体や配筋量の多い構造体については、密実なコンクリート打設のためにもワーカビリティを考慮することが望ましい。
- ・供試体の採取については、コンクリート打設時に荷卸し地点にてランダムで3台の運搬車から採取し、現場水中養生の後、供試体は全て第三者機関（(株)川久保企画JRCチーム）において管理・試験を行っている。試験結果は打設箇所・材齢順に整理し強度上の問題はなかったとのことである。
- ・現場調査時点では、コンクリート躯体（基礎梁、床）部分に不具合箇所はなく良好であった。コンクリート躯体の仕上がりは全数チェックし、記録に残している

とのことであり適正である。

- ・耐圧版・基礎及びピット外周壁・スラブ打継個所等への躯体止水処理に対する仕様・目的については、止水板（ベントナイト止水材クニシール、止水板ミズキラー等）に加えて改質アスファルト塗膜防水（外防水）を併用しており有効である。
- ・当該工事における鉄骨製作工場は、（有）萩原製作所（グレードM）であり、特記仕様書の規定を満たしている。
- ・体育館上部の長大鉄骨梁の建方については、天井足場とともに仮受支柱として分割施工し、長大鉄骨梁の屋根部分の上載荷重も考慮して自重に対するむくり（40mm）を設定し、全体の長大梁本締め完了後に所定のレベルに定置させることが求められるため、予め設計上の構造チェックとともに施工手順について、十分に検討・検証し、その都度確認し記録を残しており適正である。
- ・鉄骨及び溶接接合部分に対する組立後の塗装の欠陥や露出部分の防錆塗装については、指定された錆止め塗装を目視点検できるように計画されており有効である。
- ・半乾式ロックウール吹付（1h耐火、厚25）については、耐火被覆に対する剥落防止対策（地震動や乾燥収縮など）に対して、施工下地にラス網を施して吹付けることで剥落防止に有効であり、セラミック系耐火材（1h耐火、厚10、20）については、耐火塗装に変更しており、いずれも適切な措置である。
- ・外部に用いるシーリング材に対する部位別材種確認等についてチェックしたが、その使い分けについて変成シリコーン等を中心に部位ごとに設定されており、施工計画書、カタログにより確認とのことであり適正であるが、将来の劣化に対するメンテナンス対策も考慮した材種及び納まりが有効であり留意されたい。
- ・屋根部分の排水処理・防水納まりについては、排水経路から設備架台が多いため、水勾配に注意して施工したとの説明があり、雨樋の排水能力から必要落とし箇所数についても降雨量180mm/hと設定して排水能力計算を行っていることから、近年の異常気象を考慮した排水対策にも対応出来ており有効である。
- ・ウレタン塗膜防水（X2、密着）が、防水材料としてテラス床、ハト小屋、基礎天端等に仕様設定されており、その品質保証・耐候性についてチェックしたが、過去の施工実績及び品質保証10年であることで承認しており適正である。
- ・各所屋根部分の排水ドレーン（横引き）に対し、枯葉等での詰まりや冠水対策として、オーバーフロー管を取付ており、有効な措置であるが、ドレーンへのゴミ等の流入を阻止するための養生ネットも有効であり検討されたい。

- ・ELV ピット及び地下ピット、防火水槽、設備ピットを含めて防水剤については、ケイ酸質系の塗布防水剤を適切に選定しており、有効な選択であり効果的である。

メーカー名 : (株) レゾナック建材

材料名 : セレガードD S

- ・外部床の磁器質タイル（木目調、150×900）については、滑り抵抗値（0.4 以上）のあるものを採用することが望ましい。  
また、破損・ひび割れ等の対策として入荷時の材料確認とともに、タイル下地処理については、公共建築工事標準仕様書に準拠して施工するとの説明があり、妥当であるが、温湿度並びに寒暖差に対する対策も考慮されたい。
- ・内部床の一部に磁器質タイル（厚 9.0、200 角、無釉、耐凍害性、耐滑性）が採用されており、その用途・目的についてチェックしたところ、意匠面で外部床のインターロッキングとの連続性を考慮したとのことで適切な材料選択である。
- ・アルミ製建具の面にタイル接着（厚 15、225×72）とあることから、その施工方法をチェックしたが、鋼製建具（消防侵入口）の面にリブ付サイディングをビス止めで固定し、タイルをロッキング工法で引っ掛けて取付するとの説明があり、現状を確認し妥当と判断した。
- ・内装の木質化に伴い、杉や米松が造作材・構造材として多く使われているが、製材完了時または現場搬入時の材料確認に対する検査として、監督員・工事監理者が立会い、将来の不具合（ソリや歪み等）を回避するためにも目視と含水率テストを実施することで厳しく対処し、記録として残すことが望ましい。
- ・内壁に当初天然木化粧合板（タモ柾目、不燃加工、厚 15、1800×290）が化粧として仕様設定されていたが、シナ合板に仕様変更とのことであり、減額項目として対応されることが望ましい。
- ・床組として剛床工法（H170、200、400、600）が採用されており、床サイズが異なる中で、床下の通気性が悪いためのカビ対策や床下への個体伝播音等の対策についても検討・検証されたい。
- ・地震で天井の崩落等が発生しないよう、どのような措置を採っているかについては、金属工事施工計画書にて各種天井ごとに仕様設定されているものの、体育館を含めて主要居室に対する施工状況については、仕上作業までに再確認することが望ましい。
- ・屋上部の室外機置場にあるアルミパネル目隠しルーバーに対する下地鉄骨を含めた強度チェックについては、メーカー側強度検討書により確認したとの説明であるが、風荷重の強い地域でもあり、基礎を含めた取付方法についても留意さ

りたい。

- ・ 3階外部テラスにスチールメッシュフェンスが設計仕様としてあり、転落、侵入防止を目的としたもので適切であるが、公共施設として経年劣化に対応した交換タイプのものが有効であり検討されたい。
- ・ 外部1・2階テラスの手摺にスチール製（F.B 錆止め塗装）が採用されており、手摺子及び脚部の固定方法及び経年劣化について、強度上の安全性も含めて材質の検討が望ましい。
- ・ 屋内体育館の天井に対する耐震対策については、落下防止対策システム天井C P S工法（環境クリエイト（株））を選定しており有効な選定である。
- ・ 各所にシャッター受鉄骨あるいは、スライディングウォール受鉄骨が下地補強として使われているが、仕様の適正については、メーカーの施工要領により確認したとの事であるが、経年劣化による防錆対策も含めて施工状況を再確認されたい。
- ・ 外部軒天井及び風除室の天井仕上げにアルミスパンドレル（フッ素樹脂焼付塗装）が採用されており、風圧及び湿気等による経年劣化については、内部との取合い壁をデッキまで立上げて、湿気・温度差が出ないように施工するとのことで、有効であるが風圧による対策についても考慮されたい。
- ・ 1階体育館及び2階多目的運動室の床にセルフレベルリング（セメント系、厚10）が使われる仕様となっているが、コンクリート床打設時に金ゴテ押えで下地を先行して施工することから、レベル調整の可能な浮き床に対し不陸調整のためのセルフレベルリングは除外項目として検討されたい。
- ・ 建物外周部分のコンクリート打放し腰壁・巾木に対し、下地補修後にシランフッ素塗布という仕様であり、酸性雨等に対しコンクリートの表面保護として耐候性に有効であり適切な措置である。
- ・ 外装建具（アルミ製建具、アルミガラリ、アルミカーテンウォール及びスチール建具等）に対する耐風圧性・気密性・水密性の確認について質問したところ、メーカー側強度計算書をチェックし、種別ごとに性能を確認しており評価できる。カタログ及び製作要領図の段階で検討するとともに、重要部位についてはモックアップ（模型）等で品質チェックすることも有効であり、今後とも規模に応じて検討されたい。
- ・ 外装アルミ建具に複層ガラスとともに耐熱複層ガラスが採用されていることから、その運用について確認したが、原則として延焼区画の外装アルミ建具のガラスに対して採用したとの説明があり適切である。

- ・防煙垂壁（厚 40、ガラス繊維塩ビコーティングシート、枠 SUS）が各所に設置されていることから、地震時の滑落防止についてチェックしたが、軽量化とともに、固定部分に下地を設置し取付けるとのことで適正である。
- ・壁面木部にクリア塗装が仕様設定されており、日本ペイント（株）のファインウレタン U100 木部クリアーを使用しており、耐久性・耐候性に優れた製品として変色しにくく、艶が長持ちするとの事で適正である。
- ・体育館床には長尺弾性塩ビシート（タラフレックス、厚 6.2）が採用されており、一般部の塩ビ系ビニルシートとの使い分けをチェックしたが、体育施設用長尺であり、運動の際の安全性・競技に必要なクッション性が要求する部位として有効で、下地合板、防湿シート、衝撃吸収材等も含めて一括責任施工であり、性能保証もあるとのことで適正である。
- ・2階多目的運動室の床には、複合フローリング（厚 18）が採用されており、クッション下地、Exp ゴム、硬質ゴム及び換気口も含めて、一括責任施工との事で性能保証もあり有効である。
- ・複合フローリング材（カバ、厚 15、塗装品）が2階ホール、舞台、第6会議室等に採用されており、木製下地との接着強度も含めて、温湿度に対するソリ・変形・剥離等の対策については、施工時期も含めて留意されたい。
- ・複層ビニール床シート（エポキシ接着熱溶接工法）が、男女更衣室・器具庫・体育館通路・厨房・パントリー・廊下等に採用されているが、その用途別分類及び性能チェックについては、施工部位に適した選定が必要であり、施工要領書等で確認が望ましい。
- ・耐火遮音間仕切壁（耐火 1h、厚 125、160）については、その他の耐火壁（1h、厚 142、片面）と比較して、そのメーカー名・材種・納まり・性能について、設計仕様にて具体的に例示してあり、あらかじめ遮音性能仕様に合致していることを確認することが望ましい。
- ・内壁・天井及び建具枠廻りに対する断熱材吹付け（硬質ウレタンフォーム厚 25）部分で、建具及び設備配管等の取付の前に断熱材吹付けが先行すると、不具合等の駄目回りが多くなるので、今後とも壁面仕上前に断熱材充填が完了していることをチェックすることが望ましい。  
なお、施工時には火気使用厳禁の表示を確認し、監視することが望ましい。
- ・体育館内壁裏面に挿入される吸音材については、設備コンセントや配管類との取合い部分に隙間や充填が不十分な箇所も見られるので、表面仕上げ材の取付け前に現状確認をして施工に入るよう留意されたい。



- ・体育館内部に設置される遮光ロールスクリーンについては、電動・手動の二種類があるが、高所部分の電動ロールスクリーンの故障対応についてチェックしたところ、キャットウォークの床材を足場用途に対応できるグレーチング床を選定しており妥当な措置である。
- ・エレベーター使用に伴い、地震時・停電時等の緊急対策については、充電機能を内蔵して最寄階に停止する仕様であり、緊急時の連絡体制についても保守サービスセンターの出先機関の所在を確認し、保守・故障対応に備え具体的に即応可能であることを確認しておくことが望ましい。
- ・舗装下地の路盤材料に再生クラッシュランの使用が規定されているが、歩道及び車道に対する転圧による圧密強度は、埋戻し及び盛土部分に対しC B Rテスト等により確実に測定し確認することが望ましい。
- ・インターロッキングブロック舗装については、クッション砂（厚 30）、クラッシュラン（厚 150）という仕様設定はあるが、当該エリアの排水ルート等も含めて路床・路盤に対する締め固め度を立会い確認することが望ましい。

## 2) 安全管理状況について

- ・現場の仮囲いは、主要部分については専用鋼板（H3.0m、2.0m）によりしっかりと設けられ、建地補強用の控え柱も鋼管パイプで緊結されていて適切で安全である。一方で将来の外構工事を控えて仮囲いの取外し時点で、外部から第三者の侵入防止策を事前に検討することが望ましい。
- ・場内への出入口ゲート周辺及び、外周廻りの公道を通行する工事車両についても、制限速度を遵守しており、監視員も常時配置されていることから、施工業者の姿勢が評価できる。
- ・総合仮設計画図については、状況に応じた計画性は評価できるが、機械仮設やコンクリート打設計画のみでなく、仮囲いの種別・出入口ゲートの種別・仮設電気・水道等、引込み及び経路・安全通路や作業通路・事務所・詰所・仮設トイレ・洗面所等をカラー表示で作業員にも判り易い表現で作成し、目につく場所に常に掲示することが望ましいので助言した。
- ・工事安全打合せファイルを点検したが、書式・項目については工夫が見られ、日常管理の中で指示・点検・確認のプロセスも実践されており良好である。  
また、店社パトロールに対する指摘事項と改善及び記録も有効に活用されており評価できる。
- ・建物内部の昇降施設として各所に階段があり、壁・天井の仕上げ用足場が架けられているが、所々に通路上部にある足場パイプが低く、作業員の頭部に当たる恐

れもあり養生材等で防護することが怪我を回避することになるので対処されたい。

- ・外部足場への昇降ルート及び階段の表示看板、並びに2・3階荷上げステージ上の積載荷重表示等が不明瞭であり、大きく見易い掲示物が望ましい。
- ・屋上部分の改質アスファルトルーフィング防水がほぼ完了し、表面塗装のみを残工事としていることから、非歩行床でもあり、出入口部分の通行制限並びに通路整備とともに、仮設材を残置せず撤去することが望ましい。
- ・内装仕上げ及び設備工事が本格化する中で、建物内への出入口部分を制限するとともに、建具枠を含む床養生に留意し、傷やへこみ等を回避する工夫が望ましい。
- ・仮設足場、特に高所作業用足場又は台車等に対する取扱い責任者と日常利用者との取扱い上のルールを事前に確認し、遵守させることが望ましい。
- ・朝礼看板に、安全目標時間（103,488時間）を設定し、監査時点で51,296時間無事故無災害を達成しており、竣工まで安全管理を徹底して、安全成績の向上に尽力されたい。

### 3. その他の所見

当該施設は、会議室やホール等を備える施設として長年利用されてきたが、旧労使会館が昭和55年に建設され、施設の老朽化や耐震診断により強度不足が確認された現況と、近傍の中央体育館が施設の老朽化等により閉館されたこともあり、労使会館並びに体育館を併設することで、勤労者福祉の一層の充実と近隣住民の健康維持・増進を目指す施設を整備する目的で、「高崎市労使会館建替え事業基本構想」に基づいて整備するという明確な方針がある。計画当初から、施設に対する規模・需要に十分な検討・検証を行っていることが、設計及び仕様書に反映されている。

設定された工事コスト・工程の中で、品質・性能に対する最大限の努力をすることで事業者及び市民に対する信頼を得るとともに、将来に向けて地域の公共施設として貢献できるものであり、残された工期の中で積極的に工事監理することが望ましい。

主要躯体や雨仕舞対策となる防水工事もほぼ完了して、本格的に内外装仕上、設備工事に着手した段階であるが、工程的にも順調に推移しており、設計デザインにふさわしい施工品質の実現のためにも、無事故無災害は当然として、将来に瑕疵や品質上のトラブルを発生させないよう、監督員は工事監理者・施工各社との更なる緊密な連携を図りながら、次世代への人材育成のための福利厚生施設の実現に邁進されることを願うばかりである。

とりわけ、週間・月間工程の中で、見直しされる実施工程に対し関係者全員による周知徹底とその達成に向けて、工事監理者による強いリーダーシップが求められるとともに、作業所を統括管理する現場代理人による、更なる努力が期待されるものである。

この度の工事監査を振り返り、事業担当者・監督員・監理者・施工各社との間に当該事業に対する協調体制が感じられ、特段の問題点は見られないが、残された工事工程の

中で可能な限りの品質・性能の向上を目指して、更なる改善・指導等を助言したので、ステップアップの布石となれば幸いである。